

経営規模等評価申請・総合評定値請求 (経営事項審査)の手引き【資料編】

令和8年7月改訂版

この「申請の手引き【資料編】」は、近畿地方整備局において国土交通大臣の建設業許可を受けている建設業者を対象にしたものです。



国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課

1. 各種コード表	
・ 申請・処理コード表	… 資-1
・ 許可・業種コード表	… 資-2
・ 有資格区分コード表	… 資-3~6
2. 建設業法による建設工事の業種区分一覧表	
・ 業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方 [H29.11.10改正]	… 資-7~8
3. 総合評定値（P）の算出方法等	… 資-9~20
4. 確認書類等様式	
・ 工事種類別完成工事高付表（様式第1号）	… 資-21
・ 経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）	… 資-22
・ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）	… 資-23
・ CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号）	… 資-24
・ 技能者名簿（様式第5号）	… 資-25
・ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書 及び情報共有に関する同意書（様式第6号）	… 資-26
・ 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書（様式第7号）	… 資-27
・ 雇用証明書（所定様式）	… 資-28
・ 技術職員名簿データ（様式A）	… 資-29
・ 1級監理受講者名簿（様式B）	… 資-30
・ 建設業経理士等名簿（様式C）	… 資-31
・ 建設機械の保有状況一覧表（様式D）	… 資-32
・ 建設機械の使用に関する誓約書（様式E）	… 資-33
・ ISO規格の登録に関する誓約書（様式F）	… 資-34
・ 審査手数料印紙貼付書（参考様式）	… 資-35
・ 宛先用紙（参考様式）	… 資-36

○申請・処理コード表

20001帳票 【項番02】申請時の許可番号・【項番03】前回の申請時の許可番号

コード	許可行政庁	コード	許可行政庁	コード	許可行政庁	コード	許可行政庁
00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

20001帳票 【項番05】申請等の区分

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

20001帳票 【項番06】処理の区分（左欄）

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和7年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和8年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和7年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和7年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和7年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和8年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和7年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和8年3月31日）より前の日（令和7年11月1日）に申請するとき

20001帳票 【項番06】処理の区分（右欄）

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

○許可・業種コード表

20001帳票 【項番15】許可を受けている建設業

一般建設業	1	特定建設業	2
-------	---	-------	---

20001帳票 【項番15】許可を受けている建設業の略号

略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類
(土)	土木工事業	(鋼)	鋼構造物工事業	(絶)	熱絶縁工事業
(建)	建築工事業	(筋)	鉄筋工事業	(通)	電気通信工事業
(大)	大工工事業	(舗)	舗装工事業	(園)	造園工事業
(左)	左官工事業	(しゆ)	しゆんせつ工事業	(井)	さく井工事業
(と)	とび・土工工事業	(板)	板金工事業	(具)	建具工事業
(石)	石工事業	(ガ)	ガラス工事業	(水)	水道施設工事業
(屋)	屋根工事業	(塗)	塗装工事業	(消)	消防施設工事業
(電)	電気工事業	(防)	防水工事業	(清)	清掃施設工事業
(管)	管工事業	(内)	内装仕上工事業	(解)	解体工事業
(タ)	タイル・れんが・ブロック工事業	(機)	機械器具設置工事業		

20002帳票 【項番32】業種コード

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゆんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

20005帳票 【項番82】業種コード

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

○有資格区分コード表 (2/4)

コード	資格の名称等	必要実務 経験年数	建設業の種類																												
			01 土	02 建	03 大	04 左	05 と	06 石	07 屋	08 電	09 管	10 夕	11 鋼	12 筋	13 舗	14 し	15 板	16 力	17 塗	18 防	19 内	20 機	21 絶	22 通	23 園	24 井	25 具	26 水	27 消	28 清	29 解
建築士法	137	1級建築士【免許】		5	5			5		5	5										5										
	238	2級建築士【免許】		2	2			2		2											2										
	239	木造建築士【免許】			2																										
技術士法 〔注6〕	141	建設・総合技術監理（建設） 〔注3〕		5			5		5				5	5										5					5		
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術 監理（建設「鋼構造及びコンクリート」） 〔注3〕		5			5		5		5	5	5	5										5					5		
	143	農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農 村工学」）		5			5																								
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）							5														5								
	145	機械・総合技術監理（機械）																					5								
	146	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技 術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）									5												5								
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）									5																	5			
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理 （上下水道「上水道及び工業用水道」）									5														5			5			
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土 木」）		5			5								5																
	150	森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・林 産」）																							5						
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土 木」）		5			5																	5							
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									5																				
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水 質管理」）									5																	5			
	154	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生 工学「廃棄物・資源循環」）									5																	5	5		
A	155	第一種電気工事士【免状】								2																					
	256	第二種電気工事士【免状】	3年							1																					
B	258	電気主任技術者〔第一～三種〕【免状】	5年							1																					
C	259	電気通信主任技術者【資格者証】	5年																				1								
	235	工事担任者【資格者証】 〔注7〕	3年																				1								
D	265	給水装置工事主任技術者【免状】	1年							1																					
E	168	甲種消防設備士【免状】																										2			
	169	乙種消防設備士【免状】																										2			
職業能力開発促進法 （技能検定）	171	建築大工〔1級〕			2																										
	271	建築大工〔2級〕	3年		1																										
	164	型枠施工〔1級〕			2	2																									
	264	型枠施工〔2級〕	3年		1	1																									
	172	左官〔1級〕				2																									
	272	左官〔2級〕	3年			1																									
	157	とび（工）〔1級〕					2																							2	
	257	とび（工）〔2級〕	3年				1																							1	
	173	コンクリート圧送施工〔1級〕					2																								
	273	コンクリート圧送施工〔2級〕	3年				1																								
	166	ウェルポイント施工〔1級〕					2																								
	266	ウェルポイント施工〔2級〕	3年				1																								
	174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管〔1級〕									2																				
	274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管〔2級〕	3年								1																				
	175	給排水衛生設備配管〔1級〕									2																				
	275	給排水衛生設備配管〔2級〕	3年								1																				
	176	配管（工）〔1級〕 〔注8〕									2																				
	276	配管（工）〔2級〕 〔注8〕	3年								1																				
170	建築板金「ダクト板金作業」〔1級〕							2	2								2														
270	建築板金「ダクト板金作業」〔2級〕	3年						1	1								1														
177	タイル張り（工）〔1級〕										2																				
277	タイル張り（工）〔2級〕	3年									1																				

【備考】

※ 必要実務経験年数の考え方については、「申請の手引き【本編】」P17⑥を参照

○ A：電気工事士法 B：電気事業法 C：電気通信事業法 D：水道法 E：消防法

注3 資-3の【備考】注3に記載のとおり

注6 「資格の名称等」に記載の現技術部門科目に対応する旧技術部門科目の合格の場合も評価可能

注7 工事担任者資格者証（第一級アナログ通信、第一級デジタル通信又は総合通信に限る）の交付後3年以上の実務経験を有していること

注8 昭和48年改正の職業訓練法施行令（以下、「昭和48年改正政令」という）による改正後においては、「建築配管作業」以外の作業は評価対象外

○有資格区分コード表 (3/4)

コード	資格の名称等	必要実務 経験年数	建設業の種類																												
			01 土	02 建	03 大	04 左	05 と	06 石	07 屋	08 電	09 管	10 夕	11 鋼	12 筋	13 舗	14 し	15 板	16 力	17 塗	18 防	19 内	20 機	21 絶	22 通	23 園	24 井	25 具	26 水	27 消	28 清	29 解
178	築炉(工)・れんが積み [1級]										2																				
278	築炉(工)・れんが積み [2級]	3年									1																				
179	ブロック建築(工)・コンクリート積みブロック施工 [1級]					2					2																				
279	ブロック建築(工)・コンクリート積みブロック施工 [2級]	3年				1					1																				
180	石工・石材施工・石積み [1級]					2																									
280	石工・石材施工・石積み [2級]	3年				1																									
181	鉄工・製罐(工) [1級]	[注9]										2																			
281	鉄工・製罐(工) [2級]	[注9]	3年									1																			
182	鉄筋組立て・鉄筋施工 [1級]	[注10]											2																		
282	鉄筋組立て・鉄筋施工 [2級]	[注10]	3年										1																		
183	工場板金 [1級]																2														
283	工場板金 [2級]	3年															1														
184	板金(工)・建築板金 [1級]							2									2														
284	板金(工)・建築板金 [2級]	3年						1									1														
185	板金(工)・打出し板金 [1級]																2														
285	板金(工)・打出し板金 [2級]	3年															1														
186	かわらぶき・スレート施工 [1級]							2																							
286	かわらぶき・スレート施工 [2級]	3年						1																							
187	ガラス施工 [1級]																	2													
287	ガラス施工 [2級]	3年																1													
188	塗装・木工塗装(工) [1級]																		2												
288	塗装・木工塗装(工) [2級]	3年																	1												
189	建築塗装(工) [1級]																		2												
289	建築塗装(工) [2級]	3年																	1												
190	金属塗装(工) [1級]																		2												
290	金属塗装(工) [2級]	3年																	1												
191	噴霧塗装 [1級]																		2												
291	噴霧塗装 [2級]	3年																	1												
167	路面標示施工 [級の区別なし]																		2												
192	畳製作・畳工 [1級]																				2										
292	畳製作・畳工 [2級]	3年																			1										
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具(工) [1級]																					2									
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具(工) [2級]	3年																				1									
194	熱絶縁施工 [1級]																					2									
294	熱絶縁施工 [2級]	3年																				1									
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 [1級]	[注11]																									2				
295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 [2級]	[注11]	3年																								1				
196	造園 [1級]																							2							
296	造園 [2級]	3年																						1							
197	防水施工 [1級]																				2										
297	防水施工 [2級]	3年																			1										
198	さく井 [1級]																										2				
298	さく井 [2級]	3年																									1				
061	地すべり防止工事(地すべり防止工事士)	1年				1																					1				
040	基礎ぐい工事(基礎施工士)					2																									
062	建築設備士	1年							1	1																					
063	計装1級(1級計装士)	1年							1	1																					
060	解体工事(解体工事施工技士)																													2	
064	基幹技能者		講習修了証記載の業種に応じて2業種以内に限り3点ずつ配点																												

【備考】 01:土 02:建 03:大 04:左 05:と 06:石 07:屋 08:電 09:管 10:夕 11:鋼 12:筋 13:舗 14:し 15:板 16:力 17:塗 18:防 19:内 20:機 21:絶 22:通 23:園 24:井 25:具 26:水 27:消 28:清 29:解

※ 必要実務経験年数の考え方については、「申請の手引き【本編】」P17⑥を参照
 注9 「鉄工」について、昭和48年改正政令による改正後においては、「製缶作業」又は「構造物鉄工作业」以外の作業は評価対象外
 注10 「鉄筋施工」について、昭和48年改正政令による改正後においては、「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組み立て作業」のいずれにも合格していない場合は評価対象外
 注11 「木工」について、昭和48年改正政令による改正後においては、「建具製作作業」以外の作業は評価対象外

2. 建設業法による建設工事の業種区分一覧表

○業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方 [H29.11.10改正] (1/2)

建設工事の種類 (建設業法別表 昭和46年制定)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		<ul style="list-style-type: none"> ●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		<ul style="list-style-type: none"> ●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆、灰、石膏、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	<ul style="list-style-type: none"> ●防水モルタルを用いた防水工事は左官事業、防水事業どちらの業種の許可も施工可能である。 ●ガラス張り及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ●「左官工事」における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による構重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根詰めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として礎石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ●「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」の区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。
	ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事	ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。
	ホ その他基礎的な又は準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ●「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。 ●「法面保護工事」とは、法線の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ●「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ●「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。 ●トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当し、いわゆる建築系の防水工事は「防水工事」に該当する。
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び礎石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根詰めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として礎石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。 ●「瓦」及び「スレート」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ●屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ●屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電卓線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン液の漏洩を防止する工事が含まれる。 ●「冷暖房設備工事」に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ●建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は「機械器具設置工事」に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、乗塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空調調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン液の漏洩を防止する工事が含まれる。 ●「冷暖房設備工事」に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ●建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は「機械器具設置工事」に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、乗塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、架炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。 ●「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びアウトクレイ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ●「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根詰めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として礎石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

2. 建設業法による建設工事の業種区分一覧表

○業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方 [H29.11.10改正] (2/2)

建設工事の種類 (建設業法別表 昭和46年制定)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開閉、水門等の門扉設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『とび・土工・コンクリート工事』における『鉄骨組立工事』と『鋼構造物工事』における『鉄骨工事』との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における『鉄骨工事』であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における『鉄骨組立工事』である。 ●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における『屋外広告物設置工事』と『鋼構造物工事』における『屋外広告物工事』との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における『屋外広告物工事』であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における『屋外広告物設置工事』である。
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『鉄筋工事』は『鉄筋加工組立て工事』と『鉄筋継手工事』からなっており、『鉄筋加工組立て工事』は鉄筋の配筋と組立て、『鉄筋継手工事』は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	<ul style="list-style-type: none"> ●舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ●人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上には付けられるものは『舗装工事』に該当する。
しゆんせつ工事 板金工事	河川、港湾等の水底をしゆんせつする工事 金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	しゆんせつ工事 板金加工取付け工事、建築板金工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『建築板金工事』とは、建築物の内装外装と板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ●『瓦』、『スレート』及び『金属薄板』については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これ以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて『屋根ふき工事』とする。したがって板金屋根工事『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事 塗装工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事 塗料、塗材等を工作物に塗付け、塗付け、又ははり付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事 塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	<ul style="list-style-type: none"> ●下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ●『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業者どちらの業種の許可でも施工可能である。
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『家具工事』とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事を行う。 ●『防音工事』とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目指すような工事は含まれない。 ●『たみ工事』とは、採寸、割付け、たみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ●『運搬機器設置工事』には『昇降機設置工事』も含まれる。 ●『給排水機器設置工事』とはトンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、掃排水機器設置工事、ダム用仮設設備工事、造技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『家具工事』とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事を行う。 ●『防音工事』とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目指すような工事は含まれない。 ●『たみ工事』とは、採寸、割付け、たみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	<ul style="list-style-type: none"> ●既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理を行う。)に関する業務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『植栽工事』には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ●『広場工事』とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、『園路工事』とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ●『公園設備工事』には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ●『屋上緑化工事』とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ●『緑地育成工事』とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地祇工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『植栽工事』には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ●『広場工事』とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、『園路工事』とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ●『公園設備工事』には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ●『屋上緑化工事』とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ●『緑地育成工事』とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道等々の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事は『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水設備等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので採取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『金属製避難はしご』とは、火災時等のみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	<ul style="list-style-type: none"> ●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』、『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道等々の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事は『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水設備等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので採取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』、『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道等々の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事は『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水設備等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので採取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助架、緩降機、避難梯又は排煙設備の設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』、『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道等々の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事は『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水設備等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので採取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<ul style="list-style-type: none"> ●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』、『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道等々の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事は『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水設備等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので採取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	<ul style="list-style-type: none"> ●それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

総合評定値（P）の算出表

X ₁	工事種別年間平均完成工事高(業種別)	業種別の年間平均完成工事高 _____ 千円(2年又は3年平均) 資-10の表から、X ₁ = <input type="text"/> 点 (小数点以下の端数切り捨て)
X ₂	自己資本額及び平均利益額	○自己資本額の点数(基準決算又は2期平均) 自己資本額 _____ 千円 資-11の表から、ア = _____ 点 ○平均利益額の点数(2期平均) 平均利益額 _____ 千円 資-12の表から、イ = _____ 点 (ア+イ) ÷ 2 = X ₂ = <input type="text"/> 点 (小数点以下の端数切り捨て)
Y	経営状況分析	経営状況分析結果通知書から、Y = <input type="text"/> 点
Z	技術職員数及び工事種別年間平均元請完成工事高(業種別)	○業種別の技術職員数の点数 1級監理受講 _____ 人 × 6点 +1級技術者 _____ 人 × 5点 +監理技術者補佐 _____ 人 × 4点 +基幹技能者 _____ 人 × 3点 +2級技術者 _____ 人 × 2点 +その他技術者 _____ 人 × 1点 = _____ 点 資-13の表から、ア = _____ 点 ○業種別の年間平均元請完成工事高 _____ 千円(2年又は3年平均) 資-14の表から、イ = _____ 点 ア × 0.8 + イ × 0.2 = Z = <input type="text"/> 点 (小数点以下の端数切り捨て)
W	その他の審査項目(社会性等)	○建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況(W ₁) 資-15のW ₁ から、W ₁ = <input type="text"/> 点 ○建設業の営業継続の状況(W ₂) 資-17のW ₂ から、W ₂ = <input type="text"/> 点 ○防災活動への貢献の状況(W ₃) 資-18のW ₃ から、W ₃ = <input type="text"/> 点 ○法令遵守の状況(W ₄) 資-18のW ₄ から、W ₄ = <input type="text"/> 点 ○建設業の経理の状況(W ₅) ア: 監査の受審状況 資-18の ア から、ア = _____ 点 イ: 公認会計士等の数 資-18の イ から、イ = _____ 点 ア + イ = W ₅ = <input type="text"/> 点 ○研究開発の状況(W ₆) 研究開発費 _____ 千円(2期平均) 資-19の表から、W ₆ = <input type="text"/> 点 ○建設機械の保有状況(W ₇) 資-20の表から、W ₇ = <input type="text"/> 点 ○国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(W ₈) 資-20の表から、W ₈ = <input type="text"/> 点 $(W_1 + W_2 + W_3 + W_4 + W_5 + W_6 + W_7 + W_8) \times 10 \times 175 / 200$ = W = <input type="text"/> 点 (小数点以下の端数切り捨て)
P	総合評定値	(X ₁) × 0.25 + (X ₂) × 0.15 + (Y) × 0.20 + (Z) × 0.25 + (W) × 0.15 = P = <input type="text"/> 点 (小数点以下の端数四捨五入)

工事種類別年間平均完成工事高（X₁）

X₁の値については、申請業種の直前2年又は3年の年間平均完成工事高を下記の表に当てはめて算出する

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別 年間平均完成工事高		評点
(1)	1,000億円以上		2,309
(2)	800億円以上	1,000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
(3)	600億円以上	800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
(4)	500億円以上	600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
(5)	400億円以上	500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(6)	300億円以上	400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(7)	250億円以上	300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
(8)	200億円以上	250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(9)	150億円以上	200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(10)	120億円以上	150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
(11)	100億円以上	120億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
(12)	80億円以上	100億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
(13)	60億円以上	80億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
(14)	50億円以上	60億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(15)	40億円以上	50億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(16)	30億円以上	40億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
(17)	25億円以上	30億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
(18)	20億円以上	25億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
(19)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
(20)	12億円以上	15億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
(21)	10億円以上	12億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
(22)	8億円以上	10億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
(23)	6億円以上	8億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
(24)	5億円以上	6億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
(25)	4億円以上	5億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
(26)	3億円以上	4億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
(27)	2億5,000万円以上	3億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
(28)	2億円以上	2億5,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
(29)	1億5,000万円以上	2億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
(30)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
(31)	1億円以上	1億2,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
(32)	8,000万円以上	1億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
(40)	1,200万円以上	1,500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
(41)	1,000万円以上	1,200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
(42)	1,000万円未満		$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

注1：年間平均完成工事高の単位は「千円」とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

注2：点数に小数点以下の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

自己資本額及び平均利益額（X₂）

X₂の値については、次の式により算出する

（算出値に小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）

$$（ア [自己資本額の点数] + イ [平均利益額の点数]） \div 2$$

アについては下記の表に、イについては資-12の表にそれぞれ当てはめて算出する

ア 自己資本額の点数

区分	自己資本の額又は平均自己資本額		点数
(1)	3,000億円以上		2114
(2)	2,500億円以上	3,000億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
(3)	2,000億円以上	2,500億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
(4)	1,500億円以上	2,000億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
(5)	1,200億円以上	1,500億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
(6)	1,000億円以上	1,200億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
(7)	800億円以上	1,000億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
(8)	600億円以上	800億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
(9)	500億円以上	600億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
(10)	400億円以上	500億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
(11)	300億円以上	400億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
(12)	250億円以上	300億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
(13)	200億円以上	250億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
(14)	150億円以上	200億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
(15)	120億円以上	150億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
(16)	100億円以上	120億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
(17)	80億円以上	100億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
(18)	60億円以上	80億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
(19)	50億円以上	60億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
(20)	40億円以上	50億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
(21)	30億円以上	40億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
(22)	25億円以上	30億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
(23)	20億円以上	25億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
(24)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
(25)	12億円以上	15億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
(26)	10億円以上	12億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
(27)	8億円以上	10億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
(28)	6億円以上	8億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
(29)	5億円以上	6億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
(30)	4億円以上	5億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
(31)	3億円以上	4億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
(32)	2億5,000万円以上	3億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
(33)	2億円以上	2億5,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
(34)	1億5,000万円以上	2億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
(35)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
(36)	1億円以上	1億2,000万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
(37)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
(38)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
(39)	5,000万円以上	6,000万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
(40)	4,000万円以上	5,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
(41)	3,000万円以上	4,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
(42)	2,500万円以上	3,000万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
(43)	2,000万円以上	2,500万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
(44)	1,500万円以上	2,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
(45)	1,200万円以上	1,500万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
(46)	1,000万円以上	1,200万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
(47)	1,000万円未満		$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

注1：自己資本額（【項番17】の額）が0円に満たない場合は、「0円」とみなす。

注2：点数に小数点以下の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

イ 平均利益額の点数

区分	平均利益額		点数
(1)	300億円以上		2447
(2)	250億円以上	300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	200億円以上	250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	150億円以上	200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	120億円以上	150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	100億円以上	120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	80億円以上	100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	8億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	6億円以上	8億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	5億円以上	6億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	4億円以上	5億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	3億円以上	4億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	2億5,000万円以上	3億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	2億円以上	2億5,000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	1億5,000万円以上	2億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	1億円以上	1億2,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	3,000万円以上	4,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)	1,000万円未満		$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

注1：平均利益額（【項番18】の額）が0円に満たない場合は、「0円」とみなす。

注2：点数に小数点以下の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

技術職員数及び工事種類別年間平均元請完成工事高（Z）

Zの値については、申請業種ごとに次の式により算出する
 （算出値に小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）

$$\text{ア [技術職員数の点数]} \times 0.8 + \text{イ [年間平均元請完成工事高の点数]} \times 0.2$$

アについては下記の表に、イについては資-14の表にそれぞれ当てはめて算出する

ア 技術職員数の点数

区分	技術職員数値		点数
(1)	15,500以上		2335
(2)	11,930以上	15,500未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
(3)	9,180以上	11,930未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
(4)	7,060以上	9,180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
(5)	5,430以上	7,060未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
(6)	4,180以上	5,430未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
(7)	3,210以上	4,180未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
(8)	2,470以上	3,210未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
(9)	1,900以上	2,470未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
(10)	1,460以上	1,900未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
(11)	1,130以上	1,460未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
(12)	870以上	1,130未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
(13)	670以上	870未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
(14)	510以上	670未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
(15)	390以上	510未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
(16)	300以上	390未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
(17)	230以上	300未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
(18)	180以上	230未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
(19)	140以上	180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
(20)	110以上	140未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
(21)	85以上	110未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
(22)	65以上	85未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
(23)	50以上	65未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
(24)	40以上	50未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(25)	30以上	40未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(26)	20以上	30未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
(27)	15以上	20未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
(28)	10以上	15未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
(29)	5以上	10未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
(30)		5未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

注1 : 点数に小数点以下の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

注2 : 技術職員数値は、下記の式により算出する。

【技術職員数値】

- 6点 : 1級技術者のうち、監理技術者資格者証の交付を受けかつ監理技術者講習を受講した者
 （いずれも審査基準日時点において有効であるものに限る）
- 5点 : 上記以外の1級技術者
- 4点 : 監理技術者補佐
- 3点 : 基幹技能者
- 2点 : 2級技術者
- 1点 : その他の技術者

イ 年間平均元請完成工事高の点数

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別 年間平均元請完成工事高		点数
(1)	1,000億円以上		2,865
(2)	800億円以上	1,000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	600億円以上	800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	500億円以上	600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	400億円以上	500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	300億円以上	400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	250億円以上	300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	200億円以上	250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	150億円以上	200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	120億円以上	150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	100億円以上	120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	80億円以上	100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	60億円以上	80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	50億円以上	60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	40億円以上	50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	30億円以上	40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	25億円以上	30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	20億円以上	25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	12億円以上	15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	10億円以上	12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	8億円以上	10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	6億円以上	8億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	5億円以上	6億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	4億円以上	5億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	3億円以上	4億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	2億5,000万円以上	3億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	2億円以上	2億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	1億5,000万円以上	2億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	1億円以上	1億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	8,000万円以上	1億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	1,200万円以上	1,500万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	1,000万円以上	1,200万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	1,000万円未満		$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注1：年間平均元請完成工事高の単位は「千円」とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

注2：点数に小数点以下の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

その他の審査項目（社会性等）（W）

Wの値については、次の式により算出する

（算出値に小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）

$$(W_1 + W_2 + W_3 + W_4 + W_5 + W_6 + W_7 + W_8) \times 10 \times 175 \div 200$$

W₁～W₈について、下記及び資-16～資-20の表にそれぞれ当てはめて算出する

【建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W₁）】

W₁の値については、下記の表における各項目の合計点数により算出する

W₁ 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の点数

項目名	点数 (最高点)
建設業退職金共済制度加入の有無	15
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	15
法定外労働災害補償制度加入の有無	15
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況（☆1）	2
知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（☆2）	10
ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（☆3）	5
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（☆4）	10
建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無	5

※令和8年7月1日以降に申請するものから適用

下記の項目について、「有」の場合はそれぞれ上記表の点数を加点し、「無」の場合は0点とする。

- 建設業退職金共済制度加入の有無
- 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無
- 法定外労働災害補償制度加入の有無
- 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無

下記の項目については令和8年7月1日以降に申請するものから削除

- 雇用保険加入の有無（「無」の場合は「-40」）
- 健康保険加入の有無（「無」の場合は「-40」）
- 厚生年金保険加入の有無（「無」の場合は「-40」）

☆1（若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況）の点数については、【項番44】【項番45】にそれぞれ記入する内容に基づき、下記の表に当てはめた上で合算して算出する

☆1（若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況）の点数

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況		点数
(1)	15%以上	1
(2)	15%未満	0

新規若年技術職員の育成及び確保の状況		点数
(1)	1%以上	1
(2)	1%未満	0

☆2（知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況）の点数については、次の式による計算値を下記の表に当てはめて算出する

①技術者に関する評価

②技能者に関する評価

$$\text{計算値} = \frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} + \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$$

- ・ 「技術者数」「CPD単位取得数」は、それぞれ【項番46】の各欄に記入する値（「申請の手引き【本編】」P12及びP24を参照）
- ・ 「技能者数」「技能レベル向上者数」「控除対象者数」は、それぞれ【項番47】の各欄に記入する値（「申請の手引き【本編】」P12及びP25を参照）

① 技術者に関する評価

「CPD単位取得数／技術者数」の値が3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。

② 技能者に関する評価

「技能レベル向上者数／（技能者数－控除対象者数）」の値を百分率で表した数値が1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、「技能者数－控除対象者数」が0となる場合、②の値は0とする。

☆2（知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況）の点数

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況		点数
(1)	10	10
(2)	9以上10未満	9
(3)	8以上9未満	8
(4)	7以上8未満	7
(5)	6以上7未満	6
(6)	5以上6未満	5
(7)	4以上5未満	4
(8)	3以上4未満	3
(9)	2以上3未満	2
(10)	1以上2未満	1
(11)	1未満	0

☆3（ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況）の点数については、【項番48】～【項番50】にそれぞれ記入する内容に基づき、資-17の表に当てはめて算出する
ただし、複数の認定を取得している場合は、最も点数の高いもの（1種類）を評価対象とする

☆3（ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況）の点数

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況		点数
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし（第3段階）	4
	えるぼし（第2段階）	3
	えるぼし（第1段階）	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若年雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4
無		0

☆4（建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況）の点数については、その実施状況を下記の表に当てはめて算出する（「申請の手引き【本編】」P26を参照）

☆4（建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況）の点数

措置の区分	点数
(1) 審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事において実施	10
(2) 審査対象工事のうち、全ての公共工事において実施	5
(3) 上記以外	0

※令和8年7月1日以降に申請するものから適用、(1)(2)それぞれ5点減

【建設業の営業継続の状況（W2）】

W2の値については、【項番53】及び【項番54】に記入する内容に基づき、次の式により算出する
 ア [営業年数の点数] + イ [民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数]

アについては下記の表に、イについては資-18の表にそれぞれ当てはめて算出する

ア 営業年数の点数

	営業年数	点数		営業年数	点数
(1)	35年以上	60	(17)	19年	28
(2)	34年	58	(18)	18年	26
(3)	33年	56	(19)	17年	24
(4)	32年	54	(20)	16年	22
(5)	31年	52	(21)	15年	20
(6)	30年	50	(22)	14年	18
(7)	29年	48	(23)	13年	16
(8)	28年	46	(24)	12年	14
(9)	27年	44	(25)	11年	12
(10)	26年	42	(26)	10年	10
(11)	25年	40	(27)	9年	8
(12)	24年	38	(28)	8年	6
(13)	23年	36	(29)	7年	4
(14)	22年	34	(30)	6年	2
(15)	21年	32	(31)	5年以下	0
(16)	20年	30			

イ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数

民事再生法又は会社更生法の適用の有無		点数
(1)	無	0
(2)	有	-60

【防災活動への貢献の状況（W3）】

W3の値については、【項番55】に記入する内容を下記の表に当てはめて算出する

防災協定の有無		点数
(1)	有	20
(2)	無	0

【法令遵守の状況（W4）】

W4の値については、【項番56】及び【項番57】に記入する内容を下記の表に当てはめて算出する

法令遵守の状況		点数
(1)	無	0
(2)	指示をされた場合	-15
(3)	営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

【建設業の経理の状況（W5）】

W5の値については、【項番58】～【項番60】に記入する内容に基づき、次の式により算出する

ア [監査の受審状況の点数] + イ [公認会計士等の数の点数]

アについては下記の表に、イについては下記の式による計算値を資-19の表に当てはめて算出する

ア 監査の受審状況の点数

監査の受審状況		点数
(1)	会計監査人の設置	20
(2)	会計参与の設置	10
(3)	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
(4)	無	0

イに係る計算式（「公認会計士等数値」の算出）

公認会計士等の数 × 1 + 二級登録経理試験合格者等の数 × 0.4

- ・ 「公認会計士等の数」は、【項番59】に記入する値
- ・ 「二級登録経理試験合格者等の数」は、【項番60】に記入する値

イ 公認会計士等の数の点数

項目 区分 点数	公認会計士等数値					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	10点	8点	6点	4点	2点	0点
年間平均完成工事高 600億円以上	13.6 以上	10.8 以上 13.6 未満	7.2 以上 10.8 未満	5.2 以上 7.2 未満	2.8 以上 5.2 未満	2.8 未満
150億円以上 600億未満	8.8 以上	6.8 以上 8.8 未満	4.8 以上 6.8 未満	2.8 以上 4.8 未満	1.6 以上 2.8 未満	1.6 未満
40億円以上 150億円未満	4.4 以上	3.2 以上 4.4 未満	2.4 以上 3.2 未満	1.2 以上 2.4 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.8 未満
10億円以上 40億円未満	2.4 以上	1.6 以上 2.4 未満	1.2 以上 1.6 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	0.4 未満
1億円以上 10億円未満	1.2 以上	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	—	—	0
1億円未満	0.4 以上	—	—	—	—	0

【研究開発の状況（W6）】

W6の値については、【項番61】に記入する内容を下記の表に当てはめて算出する

	平均研究開発費の額	点数
(1)	100 億円以上	25
(2)	75 億円以上 100 億円以上	24
(3)	50 億円以上 75 億円以上	23
(4)	30 億円以上 50 億円以上	22
(5)	20 億円以上 30 億円以上	21
(6)	19 億円以上 20 億円以上	20
(7)	18 億円以上 19 億円以上	19
(8)	17 億円以上 18 億円以上	18
(9)	16 億円以上 17 億円以上	17
(10)	15 億円以上 16 億円以上	16
(11)	14 億円以上 15 億円以上	15
(12)	13 億円以上 14 億円以上	14
(13)	12 億円以上 13 億円以上	13
(14)	11 億円以上 12 億円以上	12
(15)	10 億円以上 11 億円以上	11
(16)	9 億円以上 10 億円以上	10
(17)	8 億円以上 9 億円以上	9
(18)	7 億円以上 8 億円以上	8
(19)	6 億円以上 7 億円以上	7
(20)	5 億円以上 6 億円以上	6
(21)	4 億円以上 5 億円以上	5
(22)	3 億円以上 4 億円以上	4
(23)	2 億円以上 3 億円以上	3
(24)	1 億円以上 2 億円以上	2
(25)	5,000 万円以上 1 億円以上	1
(26)	5,000 万円未満	0

【建設機械の保有状況（W7）】

W7の値については、【項番62】に記入する内容を下記の表に当てはめて算出する

	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	15
(3)	13台	14
(4)	12台	14
(5)	11台	13
(6)	10台	13
(7)	9台	12
(8)	8台	12
(9)	7台	11
(10)	6台	10
(11)	5台	9
(12)	4台	8
(13)	3台	7
(14)	2台	6
(15)	1台	5
(16)	0台	0

【国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況（W8）】

W8の値については、【項番63】～【項番65】に記入する内容を下記の表に当てはめて算出する

	認証又は登録の状況	点数
(1)	エコアクション21、ISO9001及びISO14001の3項目全て	10
(2)	ISO9001及びISO14001の2項目	10
(3)	エコアクション21及びISO9001の2項目	8
(4)	エコアクション21及びISO14001の2項目	5
(5)	ISO9001の1項目のみ	5
(6)	ISO14001の1項目のみ	5
(7)	エコアクション21の1項目のみ	3
(8)	無	0

○工事種類別完成工事高付表（様式第1号）

様式第1号

（用紙A4）

工事種類別完成工事高付表

申請者 _____

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の 完成工事高(積み上げ後)	左に含める完成工事高

○経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）

様式第2号

（用紙A4）

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの第 期事業年度にお
ける計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表につ
いて、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行
を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る
内容について適正に処理されていることを確認しました。

近畿地方整備局長 殿

令和 年 月 日

商号又は名称

所属・役職

氏名

○技能者名簿（様式第5号）

様式第5号

（用紙A4）

技能者名簿

年 月 日

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

○「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書（様式第7号）

※令和8年7月1日以降に申請するものから適用

様式第7号

(用紙A4)

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において、令和 年 月 日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降(行う/行っている)ことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

近畿地方整備局長 殿

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

申請区分 (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項 目	日 付
審査基準日	年 月 日
取組開始日	年 月 日

○雇用証明書（所定様式）

雇 用 証 明 書

		証明日	年 月 日
被雇用者 氏名 居所 生年月日		事業主 所在地 名称 役職名 氏名	㊟
年 月 日(※1)現在、下記の労働条件で雇用していることを証明します。			
契約期間	1. 就業規則に定める退職の日まで（ 年 月 日より採用） 2. 期間の定めなし（ 年 月 日より採用） 3. 年 月 日 ～ 年 月 日		
被雇用者にかかる始業、終業の時刻、休憩時間及び休日	1 始業・終業の時刻等 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 2 休憩時間（ ）分 3 休日 ・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日；週・月当たり 日、その他（ ）		
就業規則に定める始業、終業の時刻、休憩時間及び休日	1 始業・終業の時刻等 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 2 休憩時間（ ）分 3 休日 ・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日；週・月当たり 日、その他（ ）		
就業規則に定める退職に関する事項	1 定年制（有（ 歳）, 無）(※2) (退職の日：) 2 継続雇用制度（有（ 歳まで）, 無）		
社会保険の加入状況、雇用保険の適用有無(※3)	・社会保険の加入状況(厚生年金 健康保険 その他（ ）) ・雇用保険の適用（有, 無）		

(※1) 建設業許可申請の場合は申請日(=証明日)を、経営事項審査の場合は審査基準日を記載。

(※2) 有の場合、○歳の誕生日の属する月末 等退職の日の詳細について記載。

(※3) 該当するものを○で囲むこと。

○技術職員名簿データ（様式A）

※令和8年7月1日以降に申請するものから様式等一部改定

様式A

技術職員名簿データ（200人以上）

申請者

審査基準日

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	監理技術者資格者証有効期限	講習修了年月日	社会保険資格取得日	標準報酬月額（千円）	CPD単位取得数
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																

○建設業経理士等名簿（様式C）

※令和8年7月1日以降に申請するものから様式等一部改定

様式C

建設業経理士等名簿

申請者

審査基準日

番号	保有資格 又は級	氏 名	生年月日	合格日又は 講習修了日	審査基 準日現 在の満 年齢	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

○建設機械の保有状況一覧表（様式D）

※令和8年7月1日以降に申請するものから様式等一部改定

建設機械の保有状況一覧表

様式D

審査基準日： 年 月 日

申請者

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号	種別又は規格	使用区分	[自社所有]取得年月日		備考
							[割賦購入]引渡年月日及び最終支払年月	[リース]契約期間の始期及び終期	
1	シヨベル系掘削機・ブルドーザー・トラクター・ショベル・モーターグレーダー ・タンブ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 割賦購入 リース	年 月 日取得 年 月 日引渡、最終支払 年 月 日		
2	シヨベル系掘削機・ブルドーザー・トラクター・ショベル・モーターグレーダー ・タンブ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 割賦購入 リース	年 月 日取得 年 月 日引渡、最終支払 年 月 日		
3	シヨベル系掘削機・ブルドーザー・トラクター・ショベル・モーターグレーダー ・タンブ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 割賦購入 リース	年 月 日取得 年 月 日引渡、最終支払 年 月 日		
4	シヨベル系掘削機・ブルドーザー・トラクター・ショベル・モーターグレーダー ・タンブ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 割賦購入 リース	年 月 日取得 年 月 日引渡、最終支払 年 月 日		
5	シヨベル系掘削機・ブルドーザー・トラクター・ショベル・モーターグレーダー ・タンブ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 割賦購入 リース	年 月 日取得 年 月 日引渡、最終支払 年 月 日		
6	シヨベル系掘削機・ブルドーザー・トラクター・ショベル・モーターグレーダー ・タンブ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 割賦購入 リース	年 月 日取得 年 月 日引渡、最終支払 年 月 日		
7	シヨベル系掘削機・ブルドーザー・トラクター・ショベル・モーターグレーダー ・タンブ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 割賦購入 リース	年 月 日取得 年 月 日引渡、最終支払 年 月 日		
8	シヨベル系掘削機・ブルドーザー・トラクター・ショベル・モーターグレーダー ・タンブ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 割賦購入 リース	年 月 日取得 年 月 日引渡、最終支払 年 月 日		
9	シヨベル系掘削機・ブルドーザー・トラクター・ショベル・モーターグレーダー ・タンブ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 割賦購入 リース	年 月 日取得 年 月 日引渡、最終支払 年 月 日		
10	シヨベル系掘削機・ブルドーザー・トラクター・ショベル・モーターグレーダー ・タンブ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 割賦購入 リース	年 月 日取得 年 月 日引渡、最終支払 年 月 日		
11	シヨベル系掘削機・ブルドーザー・トラクター・ショベル・モーターグレーダー ・タンブ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 割賦購入 リース	年 月 日取得 年 月 日引渡、最終支払 年 月 日		
12	シヨベル系掘削機・ブルドーザー・トラクター・ショベル・モーターグレーダー ・タンブ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 割賦購入 リース	年 月 日取得 年 月 日引渡、最終支払 年 月 日		
13	シヨベル系掘削機・ブルドーザー・トラクター・ショベル・モーターグレーダー ・タンブ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 割賦購入 リース	年 月 日取得 年 月 日引渡、最終支払 年 月 日		
14	シヨベル系掘削機・ブルドーザー・トラクター・ショベル・モーターグレーダー ・タンブ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 割賦購入 リース	年 月 日取得 年 月 日引渡、最終支払 年 月 日		
15	シヨベル系掘削機・ブルドーザー・トラクター・ショベル・モーターグレーダー ・タンブ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 割賦購入 リース	年 月 日取得 年 月 日引渡、最終支払 年 月 日		

○建設機械の使用に関する誓約書（様式E）

※令和8年7月1日以降に申請するものから様式等一部改定

様式E

建設機械の使用に関する誓約書

「建設機械の保有状況一覧表」に記載した建設機械のうち下記に掲げる建設機械については、審査基準日から1年7ヶ月後の日までの間に現行のリース契約期間が満了しますが、リース契約の更新又は購入により審査基準日から1年7ヶ月以上の期間にわたって間断なく使用できる権利を有することとする旨を誓約します。

近畿地方整備局長 殿

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

対象となる建設機械

No.	建設機械の種類	型式	製造・車体番号	種別又は規格

○ ISO規格の登録に関する誓約書（様式F）

※令和8年7月1日以降に申請するものから様式等一部改定

様式F

ISO規格の登録に関する誓約書

前年度に受審した経営事項審査（審査基準日：令和 年 月 日）においては建設業の許可を受けた全ての営業所につき下記に掲げるISO規格の登録を受けていましたが、左記審査基準日後に下記に掲げる事由が生じたため、今回受審する経営事項審査の審査基準日時点において建設業許可を受けている全営業所の名称及び所在地の状況について、今回提出するISO規格の登録証及び付属書等の記載内容と一致しない部分が生じています。

当該営業所については、建設業許可を受けている状況と一致させるべく現在認証手続を行っている事実と相違ないこと、また次回の経営事項審査の受審の際には一致した内容が記載された登録証及び付属書等を提出する旨を誓約します。

近畿地方整備局長 殿

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

【対象となるISO規格】

- ISO9001
 ISO14001
 ISO9001及びISO14001

【登録証及び付属書等の記載内容が一致しない事由】

・対象となる営業所名

・記載内容が一致しない事由

- 前年度の受審に係る審査基準日後に新設したため
 新設年月日 _____
- 前年度の受審に係る審査基準日後に所在地を変更したため
 変更年月日 _____

○審査手数料印紙貼付書（参考様式）

審査手数料印紙貼付書

	申請業種数	業種

審査手数料早見表

1業種	11,000	15業種	46,000
2業種	13,500	16業種	48,500
3業種	16,000	17業種	51,000
4業種	18,500	18業種	53,500
5業種	21,000	19業種	56,000
6業種	23,500	20業種	58,500
7業種	26,000	21業種	61,000
8業種	28,500	22業種	63,500
9業種	31,000	23業種	66,000
10業種	33,500	24業種	68,500
11業種	36,000	25業種	71,000
12業種	38,500	26業種	73,500
13業種	41,000	27業種	76,000
14業種	43,500	28業種	78,500
		29業種	81,000

- ※1 基本手数料8,500円に、申請する1業種当たり2,500円を加算した額を「収入印紙」にて納付してください。
- ※2 当該様式又は任意の用紙に「収入印紙」を貼付して納付（提出）してください。
（消印がなされた収入印紙は不可）
- ※3 地方公共団体が発行する「収入証紙」にて手数料を納付することはできません。

○宛先用紙（参考様式）



〒 5 4 0 — 8 6 1 5

大阪府中央区大手前 3 - 1 - 4 1

大手前合同庁舎

近畿地方整備局 建政部
建設産業第一課 調査係 宛

1 申請者名

2 送り主名

(申請者名)

(許可番号)

※ 1 及び 2 が同一の場合は、2 の記載は不要です。

経営事項審査関係書類 在中

経審用